

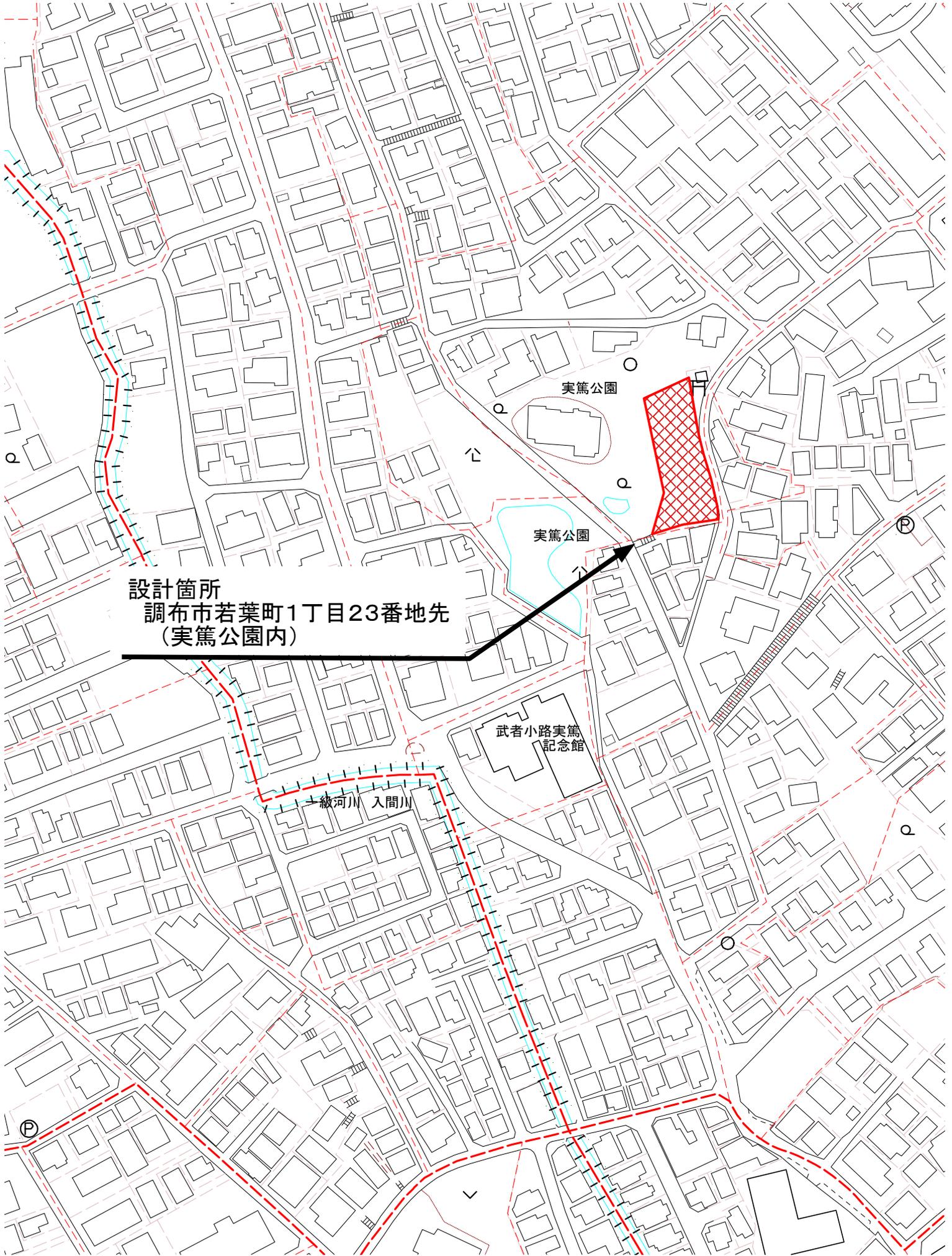
設計箇所
調布市若葉町1丁目23番地先
(実篤公園内)

実篤公園

実篤公園

武者小路実篤
記念館

綾河川 入間川



[件 名] 令7実篤公園法面詳細設計委託

委 託 総 括 書

[委託業務名]

委託項目・工種・種別	内容(数量)	金額 円	摘 要
詳細設計委託			
道路構造物設計	一 式		
一般構造物設計	一 式		
一般構造物詳細設計	一 式		第 1号表内訳のとおり
現地踏査	一 式		第 2号表内訳のとおり
打合せ(道路構造物設計)	一 式		
打合せ	一 式		
打合せ協議	一 式		第 3号表内訳のとおり
直接人件費計			
旅費交通費	一 式		第 4号表内訳のとおり
電子計算機使用料	一 式		第 5号表内訳のとおり
電子成果品作成費	一 式		第 6号表内訳のとおり
直接経費計			
直接原価			
その他原価	一 式		第 7号表内訳のとおり
業務原価			
一般管理費等			
委託価格計			
消費税及び地方消費税の額			
委託料計			

[委託名] 詳細設計委託
第 1 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
一般構造物詳細設計						
法面工詳細設計						
設計計画	アンカー付場所打ち法枠 個所数 = 1	1	箇所			
設計条件の確認	アンカー付場所打ち法枠 個所数 = 1	1	箇所			
設計計算	アンカー付場所打ち法枠 個所数 = 1	1	箇所			
設計図	アンカー付場所打ち法枠 個所数 = 1	1	箇所			
数量計算	アンカー付場所打ち法枠 個所数 = 1	1	箇所			
照査	アンカー付場所打ち法枠 個所数 = 1	1	箇所			
報告書作成	アンカー付場所打ち法枠 個所数 = 1	1	箇所			

令和7年度実篤公園法面詳細設計委託

特記仕様書

1. 適用範囲及び一般事項

本委託は、この仕様書に規定されているもののほか、東京都建設局制定の「設計委託標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）によるものとする。

2. 業務目的

本委託は、調布市が管理する「実篤公園」内において、法面の整備を実施するにあたり、土砂災害特別警戒区域解除を前提とした、工事発注図書等を作成するために実施するものである。

3. 個人情報の取り扱い

この委託における個人情報の取り扱いは、標準仕様書に規定されているもののほか、「情報セキュリティの確保に関する特記仕様書」によるものとする。

4. 再委託

- (1) 受託者は、本業務等の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (3) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、調布市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

5. 旅費交通費

本業務の打合せ等に係る旅費交通費の算定にあたっては、直接人件費の0.63%を計上している。

6. 資料の貸与

本委託履行にあたり下記の成果品を参考資料として貸与する。

- ・令和6年度実篤公園法面予備設計等委託（地質調査業務含む）及び測量成果

7. 主任技術者

標準仕様書第1章第1節1. 1. 7の5に定める主任技術者は、下記に示すいずれかの条件を満たす者とする。

(1) 技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

ア 総合技術監理部門：建設－土質及び基礎

イ 総合技術監理部門：応用理学－地質

ウ 建設部門：建設－土質及び基礎

エ 建設部門：応用理学部門－地質

(2) RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

ア 土質及び基礎部門

イ 地質部門

8. 照査技術者及び照査の実施

本委託業務の履行に当たっては、別途定める「詳細設計照査要領」を運用することとし、設計委託標準仕様書記載の「照査技術者及び照査の実施」に基づき、技術者の配置、照査の実施等の適正化を図ること。

標準仕様書第1章第1節1.1.8の3に定める照査技術者は、下記に示すいずれかの条件を満たす者とする。

(1) 次に示すいずれかの技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

ア 総合技術監理部門：建設－土質及び基礎

イ 総合技術監理部門：応用理学－地質

ウ 建設部門：土質及び基礎

エ 応用理学部門：地質

(2) 次に示すいずれかのRCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

ア 土質及び基礎部門

イ 地質部門

9. 業務実績の登録

受託者は、契約時または変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として、「登録のための確認のお願い」（旧称業務カルテ）を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」（旧称「業務カルテ受領書」）が届いた際は、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りでない。

10. ディーゼル自動車の適合確認

物品の納入等（現場作業等を含む）にあたって自動車を使用する場合、自動車の種類はディーゼル自動車以外の自動車（天然ガス車、LPG車、ガソリン車等）又は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）に適合するディーゼル自動車を使用すること。

なお、ディーゼル自動車を使用する場合は、適合確認のために下記の書類を提出すること。

- (1) 使用車報告書
- (2) 自動車検査証（車検証）の写し
- (3) 粒子状物質減少装置装着証明証（都が指定した粒子状物質現象装置を装着している場合）

11. 業務内容

(1) アンカー付場所打ち法枠詳細設計

- ア すべり計算：行う
- イ 予備設計の有無：あり

ウ 計画面積：1000㎡未満

エ 設計工区数：1

(2) 設計計画

業務の目的・趣旨を把握したうえで、本仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要、実施方針、工程表、組織計画、打合せ計画、成果品の品質を確保するための計画、成果品の内容・部数・使用する主たる図書及び基準類、緊急時を含む連絡体制、照査時期及び方法を示した照査計画書等について業務計画書として作成し、着手後3週間以内を目安に監督員に提出すること。

(3) 設計基本条件等の整理

受託者は、業務の着手にあたり、貸与資料や適用基準等により設定する設計基本条件、現地踏査や資料収集による調査対象項目等を整理したうえで監督員に提出すること。

また、設計・施工上の基本条件について既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義及び不足資料がある場合、速やかに監督員と協議すること。

なお、電子計算機によって設計計算を行う際の入力条件や出力表示等については、明瞭に整理し、監督員の確認を受けること。

(4) 現地踏査

現地踏査は、対象範囲の地形、地質、周辺環境、周辺構造物、土地利用状況を確認し、工事用通路、施行ヤード等の検討工事に必要な現地の情報を把握すること。

その際併せて、以下の事柄に留意して調査を行うと共に、図面類を用いて、斜面内で発生している現象の記録を行う。

- ① 斜面のすべり等の変状の有無、樹木・草木類の繁茂状況
- ② 既存の対策施設の損傷や劣化状況等

なお、現地を識別するため、目標となる樹木及び併せて工事施工時に支障となる樹木については伐採が必要となるため、位置、樹種、胸高直径、幹回り等を記録すること。

併せて樹木にリボンの設置を行う。

(5) 設計計算

実施設計で決定された構造形式の主要構造寸法及び設計条件に従い、必要な安定計算を行うこと。

(6) 設計図

受託者は工事に必要な図面を実施設計図としてまとめるものとする。実施設計図は、原則として、案内図、施設平面図、詳細平面図、割付平面図、断面図、構造図、撤去図、仮設工図その他工事に必要な図面を作成するものとし、各種詳細図により補足するものとする。

なお、極力特定メーカー仕様とならないよう留意すること。

(7) 数量計算

受託者は、標準仕様書 2. 1. 1 2 設計業務の成果 (4) に従い、①図面及び工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算、②実施設計の検討に伴う応力や容量の計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

その際、工事に要する期間についても算出すること。

(8) 概算工事費の算出

受託者は、標準仕様書 2. 1. 1 2 設計業務の成果 (5) 設計計算に従い詳細設計図及び数量計算に基づき、工種別の概算工事費を算出し、取りまとめたうえで提出するものとする。

また、受託者は、積算の明細根拠を明らかにするものとする。

(9) 照査

照査技術者は、標準仕様書 1. 1. 8 照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、主任技術者に提出するものとする。

ア 基本条件の決定に際し、地形、地質条件、施工条件などの現地状況、基礎情報を収集し把握し、設計の目的に対応した情報を得られているか

イ 設計に対し、位置、取合い、地盤条件等が、他の埋設物、支障物件、周辺施設と

の近接状況等の施工条件等が設計計画及び設計に反映されているか

ウ 設計計算，設計図，概算工事費に着目し，設計方針及び設計手法が適切か

エ 設計計算，数量，設計図の正確性及び整合性に着目し施工方法が実現可能なものか

(10) 打合せ

打合せには主任技術者が立ち会い，打合せは中間打合せ 3 回を含む計 5 回とする。

なお打合せ後速やかに打合せ議事録を提出すること。

また，適宜進捗状況を報告し，当初工程表にずれが生じた場合すみやかに監督員に報告すること。

(11) 報告書作成

本業務で実施した項目について，報告書の作成を行うこと。

なお，設計概要，現況地質，設計条件，現況斜面の安定解析及び崩壊機構，構造形式の決定経緯と選定理由，構造各部の検討内容と問題点，主要断面及び主要部分の設計計算の主要な結果，施工計画，設計平面及び断面図を設計概要版として取りまとめること。

1 2. 対象地への立ち入り

土地への立ち入りを行う際は，監督員と連絡を取り指示を受け，必要な手続きを行う。

事故防止に十分留意し，安全対策のため必要な処置を講ずるとともに，第三者への影響についても同様とする。

1 3. 安全管理

現地調査等は，公園利用者もいることから，公園利用者の安全の確保をを行ったうえで調査を実施すること。

なお，路上で作業を行う場合には，事前に所轄警察署の道路使用許可を受けるとともに，速やかに監督員へ道路使用許可証の写しを提出すること。

また，作業中は道路使用許可証の原本を携帯し，その条件を遵守すること。

1 4. 設計配慮

設計業務は，常に安全性，経済性，環境への影響，建設副産物の処理，景観等について，総

合的に検討するとともに環境に配慮した資機材の選定につとめること。

特に、設計区域内に公園の湧水地があるため、地下水への水質や水量など影響を無くすよう最大限の配慮を行い検討すること。

1 5. 樹木の伐採等

本委託箇所は、実篤公園内であるため、既存樹木や景観に対しては、伐採等を最小限とし極力残存させるなど検討を行うこと。

1 6. 管理者協議資料

本委託箇所は、調布市実篤公園内に位置するため、公園管理者と立会いを行い保存すべき樹木等の確認を行い設計に反映した結果をもとに、調布市の各関係部署と施工内容の協議を行う必要があるため、受託者は、協議用資料として、以下の資料を作成すること。

(1) 協議内容書

(2) 添付資料（位置図，案内図，平面図，断面図，構造図，現場写真，施工概略資料，施工面積，仮設工図，委託概要版，その他の求められる資料）

(3) 施工概略資料として、写真などに施工後がイメージしやすくなる施工後の完成イメージ図を作成する

(4) 東京都との特別警戒区域の解除に関わる協議資料として、対策検討根拠，計算書等つど協議を行う際に求められる資料

1 7. 図面の作成

図面の作成にあたっては、東京都建設局が定める「C A D 製図基準・同解説」に基づき実施すること。

なお、本基準は東京都建設局ホームページから入手できる。

1 8. 成果品の提出

成果品は、標準仕様書 2. 1. 1 2 設計業務の成果によるものを報告書としてとりまとめること。

(1) 報告書（A4 キングファイル） 1 部

(2) 設計図（二つ折り製本 A4 サイズ） 1部

(3) 委託概要版（報告書分を除く） 5部

(4) 電子データ（報告書，図面，数量計算書，現地写真，調査資料など） 2部

成果品の表紙・背表紙には、『件名』及び『会社名』・『斜面番号』・『作成年月』を記入すること。なお添付写真には，黒板に撮影日を記入したものとする。

デジタルデータの形式は，SXF形式及びオリジナルデータとする。

SXF形式のデータは，「CAD製図基準（案）（国土交通省）」及び東京都建設局「電子納品運用ガイドライン」によるものとし，オリジナルデータは，原則として拡張子[.dwg]を使用して作成するものとし，.dxfデータ，.sfcと合わせて納品するが，これによりがたい場合は監督員と協議すること。

上記以外の事項については，東京都建設局「電子納品運用ガイドライン」によること。